主な内容
2面　論説
3面　当面の問題シリーズ158
4～6面　第60回定期大会議案
第4号議案～第7号議案
大会来賓紹介

東京税政連

発行所　東京税理士政治連盟
〒151－0051　東京都渋谷区千駄ヶ谷5－11－1
東京税理士協同組合会館3階
電　話　03（3356）4479
【URL】https://t-zeisei.jp
編集発行人
広報委員長　森下　基樹

第60回定期大会を開催

本連盟は9月16日、京王プラザホテルで第60回定期大会及び懇親会を開催した。

本連盟は昭和38年に結成され、全国納税者政治連盟結成に呼応し、昭和41年に一度解散し、同東京地区連合会として改組されており、その時から数えて60回目の節目の大会となった。

大会に先立ち、玉木雄一郎国民民主党代表（国民民主党代表）による「インフレ時代の税制はどうあるべきか!?」をテーマに研修会を開催し、210名の会員が出席した。



講演する玉木雄一郎国民民主党代表

大会では、議事運営に当たり吉川裕一副会長が議長に、副議長に稲又能久代議員、青木学代議員が選出された。議事は、第1号議案「令和7年度運動経過並びに組織活動報告承認の件」、第2号議案「令和7年度収支決算報告承認の件」、第3号議案「東京税理士政治連盟規約の一部改正承認の件」、第4号議案「令和8年度運動方針決定の件」、第5号議案「令和8年度組織活動方針決定の件」、第6号議案「令和8年度収支予算決定の件」、第7号議案「第60回大会決議決定の件」まで、全て原案どおり承認可決された。

来賓には加藤眞司東京会会長「足達信一」日税政会長、鈴木崇晴東京地方税政連会長、美保哲夫千葉県税政連会長、小林俊一関東信越税政連会長、井上博夫中国税政連会長らの出席があった。議事終了後に片山さつき財務大臣（自民・比例）、朝日健太郎参議院議員（自民・東京）、萩原佳衆議院議員（維新・大阪9区）、長妻昭衆議院議員（中道・東京27区比）、竹谷とし子参議院議員（公明・東京）より祝辞をいただいた。

大会後の懇親会では、多くの国会議員、都議会議員の出席があり、和やかな雰囲気の中、終了した。

東京税理士政治連盟の沿革

◇昭和38年3月（1963年）	東京税理士政治連盟結成
◇昭和38年10月	全国納税者政治連盟結成
◇昭和41年4月	東京税理士政治連盟解散
◇昭和41年4月（1966年）	全国納税者政治連盟東京地区連合会結成
◇昭和43年1月	日本税理士政治連盟東京地区連合会（改組）
◇昭和48年9月	東京税理士政治連盟に名称変更
◇令和8年9月（2026年）	東京税理士政治連盟　第60回定期大会

税理士法人制度シンポジウム　第2回を開催！

本連盟では8月27日、東京税理士会館で「税理士法人制度シンポジウム～税理士法人を考えるII～」を開催した（本会と共催）（出席会員175名）。


パネルディスカッションの様子

第1部は、菅原祥元幹事長による「税理士法人制度シンポジウム開催の趣旨」から始まり、濱田桂日本税務会計学会副学会長による「指定有限責任社員制度」についての解説があり、パネルディスカッションを聴く上での基礎知識となった。



第2部パネルディスカッションでは、「指定有限責任社員制度～社員の無限連帯責任について考える～」と題して、中牧秀夫日税連制度部長（本会副会長）、濱田桂日本税務会計学会副学会長（雪谷支部長）、粕谷直人アクタス税理士法人代表社員、江波戸正人政策委員がパネリスト、湊昭子政策委員長がコーディネーターとなり熱い議論を展開した。

なお当日の内容は、速報を東京会会報10月号に同封し全会員に送付した。また、政策委員会では、当日のパネルディスカッションや関係資料を収録した報告書を鋭意作成中であり、入手ご希望の方は、東税政事務局にお申し出ください。

8年ぶりに本連盟規約を全面的に改正

「目的」、「事業」規定も見直し

本連盟は、平成30年以来8年ぶりに「東京税理士政治連盟規約」の改正を行った（**機関紙9月号1面参照**）。

規約第2条に規定されている本連盟の改正前の「目的」は、全国納税者政治連盟東京地区連合会結成の時に承認された「目的」を引き継いだものであるが、今般の改正案作成に当たっては、日税政や他の税政連の例を参考にした。「目的」規定は、60年ぶりの抜本的改正となった。

また、第3条「事業」についても見直し、整理・追加を行った。この内、第5号「単位税政連の運営に関して行う助言及び支援」の新設については、これまで特に規定はなくとも行っていたことを確認的に規定したものであるが、本連盟と各単位税政連との連携強化に資するものである。

さらに、総務会の機能を見直し、単位税政連又は単位税政連の会員の利害に直接関係のある事項についての諮問機関とすることとした。

新春写真を募集！

東京税政連では令和9年1月1日発行の本紙1面に掲載する新春写真を募集します。奮ってご応募ください。

◎テーマ　自由。新年号にふさわしいもの。タイトルを添えて。
◎サイズ　A4ヨコで掲載します。
◎条　件　税理士が撮影したもので、日税連、日税政、東京会等に応募していない作品。
◎送付方法　データをメールにて送付。
◎締　切　令和8年12月1日（火）
◎送付先　E－Mail：info@tozeisei.jp
※ご不明な点は、本連盟事務局（☎03－3356－4479）までお問い合わせください。

委員会だより

私は毎年、租税教室で複数の小中学校を訪れている。そこでは「税の使い道」や「税の集め方」、「これらがどのように決められているのか」といったことについて、「私たちが主人公（国民主権）」「思いやり（基本的人権の尊重）」という二つのキーワードを用いて授業を展開している▼今年は七月に熊本地震、八月に千葉豪雨と大きな災害が起こった。そのためか二学期に行った租税教室では、「税金をどのような分野に使うのが良いと思うか」という問いに対して、「防災」を選択する子どもたちが増えたように感じた。理由を聞くと、キーワードの一つである「思いやり」を考慮した答えが返ってきてとても嬉しく感じた▼「税の集め方」についてはどうだろうか。「飲食料品の消費税率を二年間限定で1％に下げる」方向で検討が進んでいるが、果たして二年後に戻せる状況になるだろうか▼税の使い方や集め方は、私たちが選んだ国会議員が国会において議論をして法律として決められている、ということを伝え「私たちが主人公、一人一人が意見を持つことが重要です。これは税に限らず他の分野でも一緒です。」と授業を締めている。このあと中学生の税の作文の審査があるが、是非授業を行った子どもたちの作文を読んでみたいと思う。

第60回定期大会　平井会長あいさつ


大会であいさつする平井会長

本日は、昨年就任した役員にとって初めての大会であり、第60回という節目の大会であります。我が連盟の60年間の活動は、諸先輩の尽力の賜物であり、全ての先輩方に敬意を表したいと思います。

本日の審議事項のうち、2点についてお話しいたします。一つ目は、第2号議案の収支決算報告についてであります。本連盟の決算は2年連続で赤字を計上しています。このまま何の手当もしないと10年を経ずして資金が枯渇することが想像できます。そこで、佐藤財務委員長に財政再建の方策の検討を指示しております。本連盟は新入会員の加入促進策として毎月、東京会の証票交付式での加入勧奨を行っております。昨年度からの加入勧奨方法の改善により約4割の新入会員が加入意思を示されていますが、実質的な加入数には必ずしも結びついていないことから、各単位税政連と協調して、何とかこの加入勧奨の成果を実際の加入者数としたいと考えています。また、菅原幹事長とともに大手税理士法人の事務所を訪問し、税政連の必要性の説明と加入のお願いをしております。赤字だから直ぐに会費の引上げを考えるのではなく、まずは現役員が最大限努力した結果、どうしても回避できない場合に検討することとしたい。

二つ目は、第3号議案である本連盟規約の改正であります。改正の理由は大きく二つ挙げられます。まず第2条に規定されている本連盟の目的について、何のために政治活動を行うのかを明確にすべきであると考えて改正することといたしました。加えて総務会の機能の見直しです。現状では、大会議案を幹事会決議の後に再度決議するのみの機関になってしまっていないか、そのような問題意識から検討を行い、大会提案議案のうち単位税政連又は会員の利害に直接関係のある事項について、その是非を諮問する機関という整理をいたしました。日税連における評議員会と同様の機能です。

これらの議案も含め、本日は7つの議案全てで活発な議論が交わされることを祈念して、私のあいさつといたします。

論説

税理士会の建議と税政連の必要性

税理士会には、税理士法第49条の11に「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限ある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」との規定により、建議権が与えられている（日税連には準用規定あり）。権限ある官公署とは、国税庁、国税局、税務署、地方公共団体、財務省、総務省等である。この規定は昭和26年の法制定当時から、現在まで実質的に変更されていない。日税連は、この建議権に基づいて毎年、税制改正意見を「建議書」として関係各省庁に提出している。

次に、強制加入団体である税理士会の政治活動について、南九州税理士会訴訟「選挙権・被選挙権停止処分無効確認等請求事件」から改めて検討してみたい。

事案の概要は、①南九州税理士会が、税理士法改正の運動資金とする目的で特別会費を徴収し、②南九州政治連盟に寄附した。③同会は、特別会費の徴収に応じなかった会員に対し処分（役員の選挙権及び被選挙権の停止）を行った。④これに対し当該会員から、特別会費の納入義務を負わないことの確認と損害賠償を求めて、訴訟が提起されたものである（最終的には和解）。本件訴訟において明らかになったことは、税理士会の目的の範囲に政治団体（税政連）に金員の寄附をすることは含まれないということである。

それでは、税理士会における政治活動は全く許されないのだろうか。税理士会においても政治献金等を伴わない建議の延長線上の政治活動は許容される。例えば、税政連が議員に対して陳情する際に同行し、あるいは懇談会等で議員に対して税政改正意見の内容の説明をすることは可能であり、実際に行われていることである。税理士会が行いうる政治活動又は行いえない政治活動の範囲は、法令等に明定されておらず、判決によっても明らかにされていない。税制改正要望については、日本で唯一の税務の専門家である税理士会がよりよい税制を目指して一定の政治活動を行うことは、税理士法第1条（使命）を全うする上からも、法の要請するところであろうと考える。

ところで、規制緩和（規制改革）政策やWTO／GATS協定が業界内で大きく議論されてから約30年が経過し、最近では税理士業務の無償独占が大きな問題として取り上げられることは少なくなったが、生成AIの急速な進化・普及とともに、日常的にあらゆる分野でAIが利用される現在、税理士業務の無償独占が将来においても維持できるかどうかは疑問が残る。

そのような税理士法改正が検討される事態になったときには、税理士会は官公署に対し、税理士業務の無償独占が如何に税制の発展と税務行政の円滑な運営に寄与してきたのか強力に建議すべきである。

一方、税政連は税理士業界にとって健全な発展を阻害するような法改正は断固阻止する運動を行うべきである。

税法及び税理士法の改正に当たっては、税理士会・税政連の密接な協力が求められるのであり、その下に両者の強力な活動が必要不可欠なのである。

（藤間博昭）

日税連が「税理士法に関する改正要望書」を決定

日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）は本年6月25日、第1回理事会において「税理士法に関する改正要望書」を決定した。同会では、要望事項の内容が令和9年度税制改正大綱に記載されるよう求めている。

Ⅰ　次世代を担う人材の確保

1　簿記論又は財務諸表論のいずれか1科目に合格した者に税法科目の受験資格を付与すること。

Ⅱ　税理士の専門性の更なる深化と業務の高度化

2　登録前研修の受講により税理士の資質を担保する措置を講じること。

3　帳簿作成義務のあり方を見直すこと。

4　任意後見の関連業務にあたる見守り契約や死後事務委任を税理士法人が行えるようにすること。

5　税理士法人の解散事由に「社員の欠亡」を追加すること。

Ⅲ　持続可能な会務運営の確立

6　税理士会支部の統合の要件を見直すこと。

※要望書の全文をご覧になりたい会員は、日税連のホームページにアクセスしてください。

税理士職業賠償責任保険 加入者の皆様へ
「税賠保険 事故事例」と「自己診断チェックリスト」
最新版を進呈いたしました　ぜひご覧いただき事故防止にお役立てください
お問合せ先 (株)日税連保険サービス
〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5階
電話 0120-320-912　FAX 03-5435-0907
https://www.zeirishi-hoken.co.jp
弊社ホームページでは「事故事例」「自己診断チェックリスト」をご覧いただけます

非上場株式の評価×事業承継税制

―令和9年度税制改正へ向けた議論―

「当面の問題」シリーズ 158

Ⅰ はじめに

令和9年度税制改正に向け、非上場株式の評価と法人版事業承継税制の見直しが同時に議論されている。

国税庁の有識者会議では、取引相場のない株式の評価方法について、現行の評価方法の課題と見直しの方向が検討されている。

一方、経済産業省・中小企業庁では、賃上げや投資など企業の「稼ぐ力」にも着目し、法人版事業承継税制を見直す議論が進む。

日税連は、評価の適正化に伴う負担増への対応と、猶予対象を事業用資産に限定する新たな承継支援について建議している。

株式の評価額は承継時の税負担に直結する。本稿では、現在の議論を整理したうえで、事業用資産や雇用の維持を優遇の条件とするドイツの制度を参考に、評価の見直しと承継支援をどう結び付けるべきかを考えたい。

Ⅱ 非上場株式の適正評価と承継への影響

評価見直しの背景には、令和6年11月に公表された会計検査院の指摘がある。現行制度では会社規模によって評価方式が変わり、類似業種比準価額と純資産価額に大きな差が生じる場合がある。会計検査院は、評価の公平性の観点から検討を求めた。国税庁が示した見直しの方向は、会社規模にかかわらず、一般の会社には原則として共通の「残余利益方式」を用いるというものだ。

残余利益方式では、まず会社の純資産を捉える。その純資産に対して株主が通常期待する利益を計算し、実際の利益がそれを上回る部分を「残余利益」として、会社の価値に加える。利益が期待水準に届かなければ、その差を純資産から差し引く。つまり、保有する資産に加え、それを使って利益を生み出す力を株価に反映する考え方である。純資産に会計上・税務上のどの数値を使うか、過去の利益から将来利益をどう見積もるか、何年分を評価に反映させるかなどは検討課題である。資産の保有・管理を主とする会社等には、純資産価額方式を用いる方向も示されている。

この残余利益を株価に反映すれば、収益力の高い企業では評価額が上がり、低い企業では下がる可能性がある。日本商工会議所は、大幅な評価額の上昇が中小企業の承継の障害となりかねないとして、税負担への影響も検証するよう求めている。また、過去の利益から将来の収益力を見積もるそれがある。検討会も、規模拡大を目指さない地域企業の実情や、人口減少下での雇用要件の見直しに言及している。成長への取組を促すこと、事業継続に必要な資産の承継を支えることを、制度の中でどう両立させるのかが問われる。

Ⅲ 「稼ぐ力」を重視する承継支援の課題

経済産業省・中小企業庁では、法人版事業承継税制の特例措置が令和9年末に適用期限を迎えることを踏まえ、承継後の経営も視野に入れた見直しを検討している。現行の特例は株式の集約や早期の承継を後押ししてきた一方、納税猶予が長期に続き、将来の納税への懸念から投資や賃上げをためらうとの指摘がある。検討会の報告書案は、事業の継続に加え、承継後の設備投資や賃上げを促す方向を示した。一定の取組を評価して猶予税額を免除する案も議論されているが、対象や要件、免除までの期間は定まっていない。

では、評価の見直しによって負担が増える企業のうち、どこまでが新たな優遇の対象となるのか。人口減少の進む地域では、雇用を維持するだけでも容易ではない。賃上げや投資を一律の条件にすれば、地域の生活や雇用を支えながらも、直ちには売上げを伸ばせない企業が対象から漏れるおそれがある。検討会も、規模拡大を目指さない地域企業の実情や、人口減少下での雇用要件の見直しに言及している。成長への取組を促すこと、事業継続に必要な資産の承継を支えることを、制度の中でどう両立させるのかが問われる。

Ⅳ ドイツに見る株式評価と事業承継の優遇

ドイツでは、まず株式を評価し、そのうえで事業の継続に必要な財産について相続税・贈与税の優遇を判断する。評価と優遇を分けて考える点が参考になる。

(1)株式評価

ドイツの評価法は、株式の市場価値を原則とする。非上場株式について、独立した第三者間の直近1年以内の売買から価値を求められる場合には、その価格を基礎とする。適切な取引価格がなければ、将来の収益見通しなどを考慮して評価し、その方法の一つに「簡易収益価額方式」がある。この方式では、原則として過去3事業年度の利益を調整・平均し、継続して得られる年間利益を見積もる。これに法定の資本還元係数13・75を掛ける。例えば、調整後の年間利益が1000万円であれば、収益から求める価値は1億3750万円となる。ただし、この方式が明らかに不適切な結果を生む場合は用いない。事業に使っていない資産などは別途評価して加え、評価額は資産を時価で捉えて負債を差し引いた純資産価額を下回ることはできない。

収益力を株式の評価に反映する点は、日本で検討中の残余利益方式にも通じる。ただし、評価額の求め方は異なる。

(2)事業承継制度

次に、株式の価値のうち、どこまでを事業承継のための優遇対象とするかを判断する。一定の賃貸不動産や有価証券、基準を超える金融資産などは「管理資産」として区分され、原則として優遇から外れる。管理資産の割合が高すぎれば、事業用財産も優遇を受けられない場合がある。株式を評価する段階で一律に低く見積もるのではなく、優遇する財産を別に選ぶ仕組みである。

要件を満たす財産については、通常、その85%を課税対象から除き、より厳しい条件を満たす場合は100%の軽減を選択できる。前者は原則5年間、後者は7年間の保有が必要で、承継前の給与総額を基準とする維持要件もある。ただし、従業員が5人以下の場合など、給与総額要件には例外がある。100%軽減には、管理資産の割合についても厳しい制限がある。さらに、取得する優遇対象財産が2600万ユーロを超える場合には、軽減率を段階的に引き下げる仕組みなどが適用される。

Ⅴ おわりに

これまでの実務では、類似業種比準方式や会社規模区分を踏まえた株価対策が、承継時の税負担を抑える役割も担ってきた。評価方法が見直されれば、こうした対応は難しくなる可能性がある。ドイツの例を踏まえ、株式の価値は適正に評価し、承継時の負担軽減は優遇対象となる財産や要件を明確にして設計することが重要である。

日税連の建議は、評価と承継支援のそれぞれに提案を示している。一つは、評価見直しによって、従来より負担が大幅に増す場合、事業用資産を換金しにくいことを踏まえ、一定の評価減などを設けること。もう一つは、法人版事業承継税制の一般措置に代わり、猶予対象を事業用資産に絞り、贈与・相続後、例えば5～7年間、一定の要件を満たせば猶予税額を免除する、予測可能な制度を設けることだ。

両者の改正時期にも目を向けたい。株式評価は財産評価基本通達の改正によって見直され得る一方、承継税制の見直しには国会審議と租税特別措置法の改正を要する。評価の変更が先行した場合、負担が増す企業への対応に空白が生じないか。評価見直しの影響と新制度の適用範囲を、具体的な企業の例で確かめる必要がある。賃上げや投資に取り組む企業に加え、地域の雇用と事業を維持する企業についても、承継時の税負担にどう配慮するか。令和9年度税制改正では、評価と優遇の役割を区別したうえで、負担への影響、優遇の対象、改正の時期を整合させる議論が求められる。

（政策委員長　湊昭子）

【参考文献】
・日税連「ドイツ事業承継税制等に焦点を当てたベンチマーキング研究について（答申）」2026年1月
・国税庁「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」第5回資料・議事録（令和8年8月20日）、第6回資料（同年9月16日）
・中小企業庁「中小企業の親族内承継に関する検討会報告書（案）」（2026年8月）
・経済産業省「令和9年度税制改正要望『事業承継税制の抜本見直し』」
・ドイツ評価法第11条・第199～203条、相続税・贈与税法第13a～13c条



第4号議案　令和8年度運動方針決定の件

一　運動方針

国民のための税理士制度並びに租税制度を確立し、税理士会が決定した税理士法改正・税制改正要望を実現するため、積極的な政治活動を行う。

さらにこれら活動の基礎となる安定した組織・財政基盤を確立し、東京税理士会との一層の連携を図る。

以上の政策を実現するため、本連盟は令和8年度の運動方針を次のとおり決定し、運動を強力に展開する。

1．国民のための税理士制度の確立

税理士制度を取り巻く環境がますます複雑化・多様化する中、単位税政連、東京税理士会及び日本税理士政治連盟と連携し、国民のための税理士制度の確立を目指す。

2．公平、中立、簡素な租税制度の確立

税務に関する専門家として、公平、中立、簡素な租税制度の確立を図る。

3．税理士会が取りまとめた税制改正意見書の実現及び税務行政の更なる改善

東京税理士会及び日本税理士会連合会が取りまとめた税制改正に関する意見書・建議書の実現に向け単位税政連及び日本税理士政治連盟とともに積極的に活動する。さらに納税者の権利利益を擁護する立場から、税務行政における適正手続の確立に向け活動する。

4．中小企業のための企業法制の整備

中小企業の良きパートナーとして、中小企業の経営改善支援施策及び中小企業に相応しい企業法制の整備に向け活動する。

5．税理士の公益的業務への参画

税理士に期待される社会的役割を踏まえて、その職能を活かした公益的業務に積極的に参画していくための運動を行う。

6．組織強化策の実施

本連盟の要望を実現するための強固な組織とするため、単位税政連、東京税理士会及び同支部と連携し、組織・財政基盤の強化に積極的に取り組む。

二　重点運動

上記の運動方針に基づき、単位税政連、日本税理士政治連盟、中小企業団体等と連携し、国会及び東京都議会の議員等に対し、次の重点運動を強力に展開する。

1．税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から更なる税理士制度の発展を目指して、税理士会が志向する税理士法改正の実現に向けた運動を行う。

2．税理士制度の根幹を成す税理士業務の無償独占及び強制入会制度の堅持のため、関連法制度の改正動向等に適切に対応する。

3．税理士の業務に影響を与え、又は職域の侵害となるような諸制度の動向等に対して厳格に対応する。

4．税務に関する専門家として、中小企業に過度な負担をもたらすことのないよう、納税者の声が反映された税制改正を実現するための運動を行う。

5．納税者の権利利益を擁護する立場から、税務行政の改善及び適正手続の確立を図る国税通則法の目的規定の改正及び納税者権利憲章を策定するための運動を行う。

6．本連盟の政策を実現するための代表を国会及び東京都議会に送るため、単位税政連、国会議員等後援会及び日本税理士政治連盟と連携しつつ強力な運動を行うとともに、国会議員等後援会の設立・運営を支援する。

7．国及び地方公共団体の公会計制度改革（複式簿記・発生主義会計）の実現のための運動を強力に行う。

8．国民に信頼される租税制度の発展に資するため、租税教育及び簿記会計の普及促進のための運動を行う。

9．税理士に期待される社会的役割を踏まえて、その職能を活かした公益的業務に登用されるよう、単位税政連、東京税理士会及び同支部と連携して、関係団体へ働きかけを行う。

10．本連盟の活動状況を広報するため、積極的な活動を行う。

11．単位税政連、東京税理士会及び同支部との連携を図り、組織強化及び財政基盤確立のため必要な施策を強力に推進する。



議事を進行する議長団

第5号議案　令和8年度組織活動方針決定の件

令和8年度運動方針に基づき、社会の要請する国民のための税理士制度の確立及び税制改正の動向への対応等に組織を挙げて取り組むため、各機関において事業活動を強化し、次の運動を強力に推進する。

一　政策委員会

1．本年度運動方針に基づき具体的政策を企画立案する。

2．税制改正及び税務行政の改善に向け、必要な施策を講じる。

3．税理士会が志向するあるべき税理士制度の構築に向け、必要な施策を講じる。

4．税理士制度及び他の士業に関する法制度その他の動向を注視し、必要な施策を講じる。

5．中小企業団体及び他士業団体等との連携強化策を企画し実施する。

6．東京税理士会の関連部・委員会と連絡調整を図り、必要な施策を講じる。

二　財務委員会

1．単位税政連及び本連盟各委員会と連携し、会員数増強による会費収納率の向上を図るとともに、サポート募金の一層の増収に努め、本連盟組織の発展可能な財政基盤を確立する。

2．効果的かつ効率的な予算執行に努める。

三　組織委員会

1．本連盟の更なる組織強化のため、単位税政連と連携して、単位税政連の会員の増強策を講じる。

2．単位税政連、東京税理士会及び同支部との一体的活動を図るための諸施策を推進する。

3．税理士証票交付式において、新規登録者に対し加入勧奨を積極的に行う。

4．単位税政連会長・幹事長会議及びブロック別単位税政連会議を開催する。

5．税理士法人及び税理士関係団体との協議会などを通じて、税理士会員への加入勧奨を積極的に行う。

6．全国の税理士政治連盟と交流し、意見・情報の交換を図る。

7．財務委員会と連携して、会費及びサポート募金の円滑な収納に努める。

四　国対委員会

1．本年度の運動方針に基づき、本連盟の諸施策実現のため、国会議員、東京都議会議員等に対し、必要な政治活動を行う。

5面へ続く

第6号議案　令和8年度収支予算決定の件

令和8年度収支予算

（令和8年7月1日から令和9年6月30日まで）

（単位：円）

（収入の部）

科目区分	科目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
会費	会費	44,462,000	44,671,000	△209,000	令和８年度会費(@5,500×8,084名)
寄付金	寄付金	4,000,000	4,000,000	0	税政連サポート募金
	日税政助成金	2,000,000	2,000,000	0	日本税理士政治連盟からの助成金
事業収入	機関紙広告料	13,574,000	13,574,000	0	東税協、東税データ他協賛広告、ポケットブック広告（東税協）
	受託事業収入	4,400,000	4,400,000	0	受託事業企画運営費
	その他事業収入	889,000	889,000	0	大会祝金・懇親会費、朝食懇談会会費等
	事業収入計	(18,863,000)	(18,863,000)	(0)	
雑収入	雑収入	1,000	1,000	0	受取利息ほか
当期収入合計		69,326,000	69,535,000	△209,000	
前期繰越金		28,088,554	31,995,117	△3,906,563	
収入合計		97,414,554	101,530,117	△4,115,563	

（支出の部）

科目区分	科目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
事業活動費	事業費	5,570,000	6,040,000	△470,000	国対活動関係（懇談会等）、選対活動関係、単位税政連との連携活動、ブロック別会議、セミナー・研修会関係、政策資料・要望書の作成、その他の事業活動に伴う諸費用
	資料作成費	250,000	250,000	0	頒布用資料作成
	後援会助成金	950,000	1,050,000	△100,000	設立助成金、活動助成金
	単位税政連助成金	400,000	400,000	0	活動助成金
	広報活動費	15,400,000	14,800,000	600,000	機関紙発行（年４回）費用ほか
	事業活動費計	(22,570,000)	(22,540,000)	(30,000)	
組織活動費	会議費	900,000	900,000	0	各種会議等に関する費用
	大会費	6,900,000	6,800,000	100,000	大会関係費用
	旅費交通費	2,000,000	2,000,000	0	旅費交通費
	渉外費	2,150,000	2,150,000	0	単位税政連、関係諸団体への祝金ほか
	組織活動費計	(11,950,000)	(11,850,000)	(100,000)	
日税政分担金	日税政連分担金	29,614,800	29,269,200	345,600	日本税理士政治連盟への分担金
経常経費	人件費	13,300,000	13,000,000	300,000	事務局人件費
	事務費	620,000	620,000	0	事務機器、事務用品、ネット環境利用・保守
	事務所費	2,700,000	2,700,000	0	事務室賃料、電気使用料、共益費
	通信費	800,000	800,000	0	郵便料金、電話・電報料金
	印刷費	2,100,000	2,100,000	0	封筒、名刺、振込用紙等印刷代、コピー代
	租税公課	970,000	970,000	0	法人税等、消費税等
	雑費	350,000	350,000	0	振込手数料ほか
	経常経費計	(20,840,000)	(20,540,000)	(300,000)	
予備費	予備費	12,439,754	17,330,917	△4,891,163	
当期支出合計		97,414,554	101,530,117	△4,115,563	
当期収支差額		△28,088,554	△31,995,117	3,906,563	
次期繰越金		0	0	0	

参考		
当期収入合計		69,326,000
当期支出合計（予備費を除く）		84,974,800
当期収支差額（〃）		△15,648,800



議案の説明をする菅原幹事長

4面から続く

2．税理士制度の更なる発展を目指し、納税者のための民主的な税制を確立するため、税理士による国会議員等後援会と連携し、国会議員等に対し積極的に陳情活動を展開する。
3．本連盟の選挙対策を企画立案し、各単位税政連及び国会議員等後援会と連携し、選挙の際の応援活動等を行う。
4．公職選挙法及び政治資金規正法に関する理解と、選挙に対する正しい認識の研修・周知に努める。

五　広報委員会

1．機関紙「東京税政連」を発行し、東京税理士会の税理士会員に税理士法・税法の改正等に関する情報及び本連盟の活動に関する情報の提供を行う。
2．「東京税政連ホームページ」の適正な運営を図り、税理士法・税法の改正等に関する情報及び本連盟の活動に関する情報の提供を行う。
3．各単位税政連及び国会議員等後援会の活動状況を機関紙及びホームページで紹介する。
4．税理士会員、納税者、議員、中小企業団体等に対して本連盟の事業活動を積極的に広報する。

六　後援会対策委員会

1．国会議員等後援会の組織強化と活動活性化を支援するとともに、新たな後援会の設立を促進する。

七　推薦審査会

1．選挙ごとに候補者の推薦につき審査決定する。

八　規約改正推進特別委員会

1．単位税政連における「単位税政連規約（ひな型）」に沿った規約改正の推進を図る。

第7号議案　第60回大会決議決定の件

大会決議1
われわれは、国民のための税理士制度の確立を目指して強力に運動を推進する。

大会決議2
われわれは、税務に関する専門家として、公平、中立、簡素な税制改正を実現するため、強力に運動を推進する。

大会決議3
われわれは、納税者の権利利益を擁護し、税務行政の適正手続の確立を図るべく、国税通則法改正の実現のため、強力に運動を推進する。

大会決議4
われわれは、中小企業に過度な負担をもたらすことのないよう、中小企業に相応しい税制改正、企業法制を実現するため、強力に運動を推進する。

大会決議5
われわれは、税理士制度の根幹を成す税理士業務の無償独占及び強制入会制度の堅持のため、強力に運動を推進する。

大会決議6
われわれは、本連盟の政策を実現するための真の代表を国会及び東京都議会に送るため、強力に運動を推進する。

以上、決議する。
令和8年9月16日
東京税理士政治連盟
第60回定期大会

第60回定期大会議案
第1号から第3号議案までは、機関紙9月号に掲載しております。

来賓あいさつ　東京税理士会会長　加藤　眞司

税政連の会員増強は、税理士業界の大きな課題である



東税政の第60回定期大会に当たり、まずはお祝いの言葉を申し上げます。

我々税理士会が意見を形成して、それを受けた税政連が政治活動を行うことは、自らの業界の利益を実現するためではなく、納税者の利便を考え、そしてよりよい税制の確立を目的に行っているものであります。

税理士制度について、規制緩和の推進やAIの発達などを考えると、この制度の維持・発展はそうたやすいものではないと感じています。制度の維持・発展のために必要になるのはやはり数の論理、すなわち数は力なりと言うことができると思います。今回の消費税の減税に当たっては、皆さまも数の中には、私は政治には関わりたくない、私は関係ないと考える者が居るかも知れませんが、そうではないことを早く気付いて欲しいと思います。

税理士制度が継続しても、周囲の業界から浸食され業務を失う可能性も十分にあります。そのような危機感を持って、ここに参集している会員全員が一人でも多くの会員の税政連加入に協力していく。そのことが今、必要なのではないかと考えております。来年の定期大会には、この会場を埋め尽くすような数の会員に来場していただけるよう、皆さま方とともに私自身もコツコツと努力して参りたいと思います。


湊政策委員長


矢ノ目副会長


高橋幹事


佐藤財務委員長

税理士の、税理士による、税理士のための相互扶助団体　それが 日本税理士共済会 です

●税理士団体保障
●個人年金
●団体介護保障


（きょうこ）

日本税理士共済会の
「災害見舞金制度」と「会務従事者見舞金支援制度」は、
弊会の各種保険制度・年金制度に加入されている皆様に
ご負担いただいている制度運営費の一部を、見舞金の原資としております。
一人ひとりのやさしい心の寄り添いが、大きな助け合いの輪となっています。
ぜひとも皆様のご加入を賜りますよう、
どうぞよろしくお願い申し上げます。

日本税理士共済会　理事長
須藤　寿

にちぜいきょうさい
日本税理士共済会
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F
TEL 03-5740-0321
https://www.zeirishikyosai.com
日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。

大会でごあいさついただいたご来賓


片山さつき大臣


朝日健太郎議員


萩原佳議員


長妻昭議員


竹谷とし子議員

懇親会の様子


乾杯　名倉明彦顧問


あいさつ　丸川珠代議員


あいさつ　生稲晃子議員


万歳三唱　徳重寛之顧問

石原大臣を表敬訪問

令和8年8月24日に石原宏高環境大臣（当時）の執務室を表敬訪問いたしました。石原大臣におかれましては、ご多忙にもかかわらず、こちらからの質問にも丁寧にご回答いただくとともに、活発な議論を交わす機会を賜りましたことに、心から感謝申し上げます。

石原大臣に、税理士会・税政連から、「消費税は『単一税率』、支援は必要な人へ『直接給付』の方法で」、「中小企業等の法人税率の特例の適用期限を延長すること」及び「法人版事業承継税制に代わる新たな猶予制度の創設」の三項目について説明いたしました。大臣は税制に大変精通しておられ、特に法人版事業承継税制については、ご自身の身近な中小企業の方に関する実体験に基づき、事業を継続していくことの難しさ等について、熱くお話しいただきました。

さらに、租税特別措置については、立法事実（法律や条例を制定・存続させるための必要性や合理性を裏付ける、客観的な社会の事実やデータ）の重要性にも言及されました。また、環境大臣として、令和8年熊本地震への対応についてもお話しいただき、感銘を受けた次第です。

このような大臣のお言葉に触れる機会をいただいた東税政に感謝するとともに、今後一層、日本の将来のための税制建議を作成し、税政連と連携して税制改正の実現を図っていく決意を新たにいたしました。

会員の皆様におかれましては、今後とも、税政連活動に十分なご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

（東京税理士会調査研究部長　大畑　智宏）


石原大臣を囲んで

自民党・要望聴取会に出席

令和9年度国家予算・税制改正等要望聴取会が10月1日、自民党本部で開催され本連盟役員が出席した。当日は、本連盟の要望事項、特に事業承継税制について強く要望した。自民党からは、都連所属の（衆参）国会議員25名と都議会議員1名が出席した。



都議会各派とのヒアリングに参加

東京都議会各会派では、令和9年度東京都予算編成に当たり、関係団体等にヒアリングを行っており、本連盟も参加して意見を述べた。ヒアリングに当たっては、都政に関する要望を提出し、要望事項について説明した。

本連盟がヒアリングに参加した都議会各派は次のとおりである（日程は9月2日／順不同）

・都民ファーストの会東京都議団
・国民民主党東京都議団
・東京都議会自由民主党
・東京都議会立憲民主党・ミライ会議・生活者ネットワーク・無所属の会
・都議会公明党
・日本共産党東京都議会議団



税制改正勉強会を開催

本連盟は、令和9年度税制改正の動向に関する勉強会を衆議院第一議員会館で10月6日、開催した。この勉強会は、関係各省庁の税制担当官が、次年度税制改正についての各省庁における取組の説明を行うもので、片山大臣の手配で例年この時期に実施しているものである。


片山大臣があいさつ

“あすの税政連”を支援する
「税政連サポート募金」にご協力をお願いします
1口　5,000円

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の規定により、個人の方を対象としております。法人にお勤めの方も、個人名をご記入ください。また、日本国籍を有する方に限らせていただきます。（規正法第21条、第22条の5）

※郵便振込用紙を同封しておりますので、ご利用ください。
振込手数料はかかりません。



そうだ、日税に聞こう

『税理士とその関与先のために』
創業以来の理念です。
日税グループは、この理念のもと、
税理士先生とご一緒に関与先企業の発展を支え、
そこに関わる全ての方々を豊かにすることで、
日本社会に貢献してまいります。

日税グループ

㈱日税ホールディングス　㈱日税ビジネスサービス　㈱日税不動産情報センター　㈱共栄会保険代行
㈱日税サービス　㈱日税経営情報センター　㈱Doitプランニング　㈱日税信託

私のスナップ

山口　翔（中野）

宵宮始まりました

気づけば独立開業して14年になりますが、当初はお客さんも0からのスタートだったので、営業含みでいろいろなところに顔を出しておりました。その時からの付き合いの一つで氷川神社のお神輿などを運営実施する町会の青年部に入っております。青年といっても私ももう40ｏｖｅｒですが。

私の地域では例大祭は9月の2週目の土日が固定です。数年前からは猛暑日またはそれに近いほど暑い日も増えてきたような。今年は珍しく朝から雨のうえ、6時集合の準備から宵宮・片付けが終わる22時過ぎまでとの長丁場となります。基本的に遊びとはいえ全部立ち・歩きなので年々キツくなっていきます。

お上りさんの私にとっては、故郷ではもう廃れてしまったお神輿文化なので何とか続けていきたいとは思いますが、東京とはいえ高齢化や商店街の個人商店も徐々に減っていく、また近年の暑さもあって今後はなかなか難しくなっていくのかなあとも思います。私の体力的に難しくなるのが先か、暑さや高齢化に伴い開催が難しくなるのが先か。少しでも長く続いてもらいたいものです。



「宵宮始まりました」

ぎょう

元プロ野球選手で野球解説者であった張本勲氏が86歳で亡くなった。

1940年に広島で在日韓国人二世として生まれ原爆を被災し、被爆者手帳を所持して毎年健康診断を受診していたという。

浪商では甲子園出場の夢が叶わず、「母親に楽な暮らしをさせたい」と東映フライヤーズに入団した後には日拓ホーム・日本ハム・巨人・ロッテでプレーをして首位打者を7回獲得し、通算の安打数は3085という偉大な金字塔の日本記録を保持している。

現役を引退後は数多くのチームからの要請を受け、打撃理論や技術の指導に当たっていた。

そして晩年にはサントリー球団でも往年の打撃フォームで活躍し、少年野球の指導もして日本野球の裾野拡大に尽力したという。

しかし、何といっても日曜朝のTBSテレビの解説での「喝！」と「あっぱれ!!」が有名だった。

政治の世界では、自民党が提案する来年4月からの飲食料品の1%への消費税減税に関し、臨時国会での審議が始まる。この政策が「あっぱれ!!」となるのか「喝！」となるか見守りたい。

（K・A）

税理士後援会の活動

【掲載は開催日順】



R８・８・19　長島昭久を囲む税理士の会　定期総会



R８・８・25　税理士による辻清人後援会　定時総会



R８・８・28　海江田万里を囲む税理士の会　定期総会・研修会



R８・９・８　鈴木隼人税理士後援会　定期総会



R８・９・24　東日本片山さつき後援会　定時総会

ほのぼの喫茶室【つながらない権利？】

構成／菅乃廣　画／ながさわとろ



■編集点描

知られざる豊かな国・ブルネイ王国を家族と旅した。現地二泊と駆け足の旅行であったがその豊かさに圧倒された。石油の恩恵で世界一のお金持ちと言われる国王が統治するこのイスラム国家は、税金・社会保険料・医療費・学費のない天国のような島。スラム街が存在しない整然とした街並みと、整備された道路を滑る様に高級車が走る。国家の豊かさとは何なのか。微笑みを絶やさない穏やかな人々と、太陽を浴びて燦然と輝く二つの黄金のモスクを眺めながら、日本の現状を憂いた今年の夏の休日。（小石川・和田）

結婚したのがJリーグが始まって3年後だったので、世の中はサッカーブーム。新婚の私は、今では売られていない、凄く大きいサッカー盤を買った。棒を操作して人形を動かし、ボールを相手ゴールに入れるゲーム。夫婦でよく遊んだ。いつか子供が生まれたら一緒に遊べたらな、との思いもあった。

あれから30年。小学生の息子と連日燃えている。本当は30年越しの思いに込み上げて来ているけど、強がって平静を装っている。息子は日々進化。去年までは勝てたけど、今年はほぼ勝てない。（新宿・角陸）

記帳業務を自動化！
AIで仕訳入力が楽になる！
仕訳やチェック時間を効率化
NX-Pro 会計事務所向けERP
証憑書類　通帳　レシート　領収書
取引データ　銀行　クレジット利用明細
解析・自動仕訳　AI-OCR入力　AI仕訳
仕訳・残高を自動チェック　MJS AI監査支援
MJS公式キャラクター「ミロにゃん」
MJS 株式会社ミロク情報サービス
東証プライム上場（証券コード:9928）MJSはミロク会計人会とともに企業経営をサポートしています。
MJS 仕訳自動化　検索

組合員・準会員の皆様 デル・テクノロジーズのIT機器が特別価格で購入できます

特別値引 デルオンラインストアのキャンペーン価格から、さらにお得に!

パソコン モニター サーバー 5~10%OFF | 周辺機器 25%OFF

DELLオンラインショップ www.dell.jp/dbp 専用登録コード tzk50



※値引率や対象製品は2026年2月13日現在のものであり、将来変更の可能性があります。

ここがオススメ! DELL製品

専用のAIプロセッサ「AI PC」を備えているため、高速・効率的にAI処理が可能! 優れたパフォーマンスと高いセキュリティを実現します。

デル・テクノロジーズの専任アドバイザーが製品選定・各種サポートいたします

割引適用のため、必ず「東京税理士協同組合の組合員・準会員によるご利用」であることをお伝えください。

受付時間：平日9:00～17:30 TEL 050-1727-7601（営業担当直通）

メールでのお問い合わせ sbp.japan@dell.com

ゴルフ会員権の売買や相場情報など、ゴルフ場のことなら桜ゴルフへ 東税協共栄会の事業



ゴルフ会員権業界のパイオニア「桜ゴルフ」が質の高い情報をご提供

売買手数料がお得!

税理士及びその家族ならびに従業員の売買手数料は、会員権価格の1%（最低手数料は33,000円）です。
ご紹介いただいた関与先の売買手数料は、会員権価格の2%（最低手数料は55,000円）です。 ※手数料はすべて税込

関与先をご紹介ください! 斡旋手数料をお支払いします

ご紹介いただいた関与先の売買が成立した際には、斡旋手数料をお支払いします。

お問い合わせ先 関東ゴルフ会員権取引業協同組合加盟 株式会社 桜ゴルフ 本社 東京都中央区銀座5-9-1 銀座コティビル3階 0120-83-5021 銀座本社 伊勢丹新宿店

税理士業務に関する専門書店 東税協の直営売店

2027年版 発売中 組合員価格で購入できます!



2027年版 税務手帳 組合員価格 990円

税務日誌 2,426円
職員執務日誌 2,079円

令和8年版 確定申告の早見表 組合員価格 250円

※価格はすべて税込。

税務手帳50冊以上、税務日誌30冊以上で事務所名・住所・ロゴマークなどが名入れできます 押捺料4,500円

※税務手帳60冊、税務日誌40冊以上は押捺料無料



売店に行かなくても HP「書籍購入」ページから、10%割引※でご購入できます。

特設コーナー・新刊案内・売上ランキングからワンクリックで注文カートへ!

※一部の商品を除く



組合員・準会員の皆様へ 3つの特典

1 一部の商品を除き定価の10%割引

2 1回のお買上げ金額10%割引後税込5,000円以上は送料無料

3 代金後払いサービス ホームページ・FAXにてご注文ください。

特典の詳細につきましては本組合へお問い合わせください



東京税理士協同組合 営業時間／AM9:00～PM5:00 月曜～金曜（祝日、年末年始を除く） https://www.tozeikyo.or.jp

組合事務局
〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1　東京税理士協同組合会館
TEL 03(5363)2011(代)　FAX 03(5363)2008

直営売店
〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6　東京税理士会館1階
TEL 03(3354)6141(代)　FAX 03(3354)6446